

会議録

令和3年4月20日(火) 場所 3階 第1研修室

会議名：第1回総務・経済常任委員会

出席委員：平野委員長、手塚委員、東出委員、吉田委員、安齋委員、新井田委員

相澤委員、竹田委員、又地委員

欠席委員：廣瀬副委員長

会議時間 午前9時30分～午前11時37分

事務局 加藤、堺

開会

1. 委員長挨拶

平野委員長 ただいまから、第1回総務・経済常任委員会を開催いたします。

ただいまの出席委員は9名でございます。

委員会条例第14条の規定による委員定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

早速、配付の次第に沿って、調査を進めていきたいと思いますが、本日は町長も出席しておりますので、ひとことあればいただきたいと思っておりますけれども、ご挨拶を。

町長。

鈴木町長 皆さん、おはようございます。

平野委員長のお許しをいただきましたので、一言ご挨拶をさせていただきます。

また、開会前に新職員の挨拶にお時間を頂戴いたしまして、ありがとうございました。

町議会の皆様には、日頃より町政に対しまして、ご理解とご協力を賜り、心から感謝を申し上げます。

本日、第1回の総務・経済常任委員会ということで、令和3年度に入ってから1回目の委員会であります。

保健福祉課、まちづくり未来課、建設水道課、生涯学習課となっておりますが、何卒よろしく願いいたします。

順次、わかりやすい説明を心がけて、事業の概要等について説明させていただきたいと思っておりますので、令和3年度においても議員の皆様からは、建設的なご意見、ご議論を賜り、それらをしっかりと踏まえて町の発展のため、町民の幸せのために努めてまいりたいと思っております。

町議会議員の皆様におかれましては、引き続き、お力添えのほどよろしく願いいたします。それでは、本日はよろしく願いいたします。以上です。

2. 調査事項

<保健福祉課>

◆新型コロナウイルス感染症対策事業について(継続)

・新型コロナウイルスワクチン接種事業について

平野委員長 早速、調査事項に入りたいと思います。

保健福祉課でこれまで継続でございました、新型コロナウイルス感染症対策事業について、特に今回は新型コロナウイルスワクチンの接種事業についてを調査いたしたいと思います。早速、配付していただいている資料についての説明を求めます。

吉田(宏)課長。

吉田(宏)保健福祉課長 おはようございます。

それでは、私のほうから資料に基づきまして、新型コロナウイルスワクチン接種事業について、ご説明をいたします。

まず、これまでの経過といたしましては、令和3年1月28日、議員懇談会において新型コロナウイルスワクチン接種事業と補正予算の説明、2月1日には第1回議会臨時会で予算補正、同じく3月5日には第1回議会定例会で予算の追加補正を行っているところです。

この間、5回にわたりまして、厚生労働省のワクチン接種体制確保オンライン説明会を視聴し、事業内容等の詳細を確認して、医療機関や高齢者施設との打合せを随時行いながら、接種体制等を決定しております。それで、この4月5日に高齢者としての接種の対象となる昭和32年4月1日以前に生まれたかたに対しまして、ワクチン接種の案内を送付したところです。

2番目の町内の接種体制等についてですが、国保病院、おおえ内科のいずれも診療中の接種は困難であるという認識から、国保病院では休診日である日曜日、おおえ内科では平日午後に通常の診療を休診して接種を実施することとしており、国保病院の接種日には病院職員だけではなく、町職員も大人数を動員して接種体制を作る予定としております。

また、接種日には送迎バスと自宅送迎車両を運行することとしております。

なお、特養ホームいさりびとグループホーム杉の木では、施設内での接種を行い、クラスター防止の観点から、施設従事者も入所者と同時に接種することとしております。

3番目の高齢者への接種案内等についてですけれども、先ほどお話ししましたとおり、4月5日に接種券、予診票、接種申込ハガキ等のワクチン接種に関する書類を発送しております。ここに、4月14日現在の接種申込状況を記載しておりますけれども、申し込みの一次締切日であります、きのう、現在、4月19日現在の申込状況をご報告したいと思います。

国保病院につきましては848名、おおえ内科さんが593名、合計で1,441名の申し込みがきております。町内の施設入所者を除いて、郵送しました1,910名に対する接種希望者の割合が75.45%となっております。

また、このうち自宅送迎希望者は国保病院が92名、おおえ内科さんが35名ということで、合計で127名となっていることになっております。

4の高齢者の接種スケジュール等についてですが、4月26日から5月2日までの間に、ワクチン1箱975回分が納品される予定となっております。

接種申込状況を踏まえまして、国保病院は1日300人から350人程度の接種を想定して、1回目が5月9日、5月23日、6月6日の3日間、2回目の接種が5月30日、6月13日、

6月27日の3日間の合計6日間を予定しております。

また、おおえ内科さんにつきましては、接種日時を記載のとおり設定する予定でしたが、申込人数が想定をオーバーしたため、おおえ内科さんと再調整し、1回目の接種を5月10日から14日までの5日間と、5月24日から28日までの合計10日間を1回目接種とし、5月31日から6月4日、それと6月14日から6月18日の10日間を2回目接種ということで、合計20日間、1日60名程度を接種することで今朝おおえさんと連絡を取りまして、決定したところであります。

今後のスケジュールとしましては、国保病院の5月9日分、おおえ内科さんの5月10日から14日までの分につきまして、接種日時を指定した接種案内を来週月曜日までには発送したいというふうに考えております。

5の高齢者以外の接種スケジュールについての想定ですが、高齢者が終了した後の7月か8月頃より、基礎疾患のあるかたからの接種開始が想定されますが、ファイザー社以外のワクチンの薬事承認等の日程やいまのファイザー社のワクチンの9月までに全国民分の確保等のここ数日の状況で情勢が大きく変わっておりますので、この辺の関係で日程についてはまだわからないというような状況になっております。

なお、資料に記載ありませんけれども、参考までに町内の医療従事者等の接種状況をお知らせしたいと思います。

国保病院の従事者につきましては、4月の新規採用者を除きまして、4月16日までに接種の希望者全員が既に2回目の接種を終えているところです。

また、消防職員につきましても、国保病院従事者の接種の際の余った分を有効活用して全職員が同様に2回目の接種を終わっているところです。

おおえ内科さんにつきましては、来週中に納品予定の高齢者用のワクチンで接種するよう、北海道から依頼がありましたので、そのような対応を行うこととしております。

これは、医療従事者用のワクチンの納入が5月10日以降の予定となっていることから、接種医療機関の従事者への接種を早めるための対応ということで、北海道のほうから依頼されたものです。

なお、残りのさくら薬局の職員につきましては、医療従事者用のワクチンが届いてからの接種を予定しております。

次に、6の補正予算についてですけれども、3ページをお開きください。

この事業につきましては、令和2年度で予算補正をして、繰越明許により準備を進めてまいりましたが、接種体制等も決まり、国が整備したワクチン接種記録システムとも連携するため、令和3年度予算で追加補正をお願いしたいと考えております。

歳出の補正の内容につきましては、そこに記載してある会計年度任用職員にかかる人件費の追加で、それと接種会場や送迎対応の時間外勤務手当や管理職特別勤務手当の追加、消耗品購入費や送迎車両の燃料費の追加、あとは接種申込ハガキや接種案内等の郵便料の追加です。ここは、当初申込ハガキというのを想定しておりませんでした。ワクチンが入る日と数量がわかる日が遅いということで、申し込みを受けた後に接種日時を指定する方法にしたということで、郵便料が想定より多くかかっているため追加するものです。

送迎バスの運転業務の委託料の追加は、休日の国保病院での接種の際に運行する送迎バスの運転委託料になります。

ワクチン記録システム連携対応ツール等の導入費用の追加につきましては、先ほどお話ししました、国が整備したワクチン接種記録システムと住民基本台帳や健康管理システムとの連携ができるようにするための導入費用です。

このシステムの導入によりまして、誰がいつどこで何のワクチンを接種したかという情報が全国どこでも即座にわかるようになります。

ワクチン接種業務委託料の追加につきましては、ワクチン接種に関する業務の医療機関への委託費用となります。

補正の内訳は、資料に記載したとおり、歳入歳出ともに 2,843 万 2,000 円で、費用の全額を国が負担し、一般財源の持ち出しはありません。

以上で、説明を終わります。

平野委員長 資料の説明が終わりましたので、各委員より質疑があればお受けいたします。
吉田委員。

吉田委員 おはようございます。吉田です。

2点ほどちょっとお伺いをいたします。

いよいよという感じで、よく周りの人から新聞等で話題になっていることについて聞かれるんですが、今回、一部廃棄された部分ってありますよね。その体制の作り方、まずそれを1点。

平野委員長 吉田（宏）課長。

吉田（宏）保健福祉課長 まず、最近テレビで貴重なワクチンを廃棄しているとかってというのが話題になっているところです。この対応につきましては、町といたしましてもどのような対応が一番良いのかってということで、いま検討しているところです。例えば、その日予定されていないかたから繰り上げて、電話で連絡して来てもらえませんかかっていう案内の方法、あるいは先ほど言っていたまだ終わっていない薬局の職員のかたを呼んで接種するとか、いろんな方法があるんですけども、どの方法が一番良いかということこれから協議して、それで方法を決定したいというふうに思っていますので、決して無駄にするようなことはないようにしたいと思っております。

平野委員長 吉田委員。

吉田委員 わかりました。決してやはり皆さん待っているのも、これ無駄にできない、しないようになるべくしてください。

あともう1点、基礎疾患のある者を優先ってありますよね。それで、よく聞かれるのが基礎疾患って何ですかと。これは、自己申告なのか、病院側で保管しているものなのか、木古内の病院ならわかるんですけども、函館市内に通っているかたもおられるので、その人達の対応の仕方。基礎疾患っていう部分の対応の仕方、これどう考えているのかちょっとお伺いします。

平野委員長 吉田（宏）課長。

吉田（宏）保健福祉課長 基礎疾患につきましては、どのようなものが基礎疾患かというのにつきましては、高齢者のご案内した文書の中に一覧で記載しているところです。それで、基礎疾患のあるかたにつきましては、町外での接種もかかりつけ医での接種も可能ではあるんですけども、実はどうしてもそこでやらなければならないっていう事情がなければ、基本的には住んでいる町で受けるというような形になります。それはなぜかと言いますと、

そのワクチンにつきましては、それぞれの町に割り当てみたいな形でできていますので、それが例えば函館に木古内から多くそのために行ったとすると、函館市の対象になるワクチンがどんどん減っていくわけで、それぞれの町でそういう形であまりしたくないというのが本音がありますので、なるべくどうしてもそこの基礎疾患のあるかたがかかりつけ医で受けなければならないっていう事情がなければ、基本的には町内で受けてもらうというような形が原則になっています。

そして、基礎疾患につきましては、あくまでも自己申告という形で、診断書等の添付は特に必要ないということです。

平野委員長 吉田委員。

吉田委員 わかりました。それで、函館で通院しているかた、新聞等によればかかりつけ医のどこでもできますよという話なんですよ。ただ、いまなるべく木古内で受けてもらいたいというのがこの辺の対策っていうのをやはりきちんとしてもらわないと。たぶん、まだ説明書の中私も読んでいないので、中身わからないんですけども、まずはそういうことで、そこら辺をきちんと整理して確実に迅速にやっていただきたいということをお願いして終わります。以上です。

平野委員長 吉田（宏）課長。

吉田（宏）保健福祉課長 それで、一応やはり同様の問い合わせが来まして、それで一応基礎疾患のあるかたについては、まず基本そうですけれども、まずかかりつけ医の病院で相談してみてくださいということは、話はしているところです。そちらのほうで、うちのほうで受けてくださいということであればあれですし、その病院のそれぞれの判断になるかと思えます。最終的には。

平野委員長 竹田委員。

竹田委員 先ほどの説明の中で、国保病院と消防については、もう既に接種済だっていう。

なぜその時に例えばおおえさんとかさくら薬局、それといさりび特養とかそういう高齢者施設、これなぜ一緒にやらなかったのか、ワクチンがこなくてできなかったのか、病院だけ先行したのかっていう部分であっても、どうも不自然なんだよね。ワクチンが足りなくてできなかったっていうのであれば理解できるんだけど、なんでそこだけ除外っていうか外したのかっていうのが理解できない。

それと、今回の一番最後に補正出ていますけれども、これも先行しなきゃいけないの。ですから補正っていうより、専決でお願いしたいっていうのかなっていうふうに思う事案でないのかなと思う。そんなコロナの臨時会で補正すれば間に合うっていうものではないような気がしますし、これは町民の希望からしても早くワクチンの接種をと言っている事項ですから、やはりその辺は早く対応できるような仕組みを作るべきだろうと思っています。

それと、委託料の中で送迎バスの運転業務、これ単に運転業務だけを委託するのか、例えば町の抱えている福祉バス、医療送迎バス、それらを活用して日曜日だけの運行に供するのかどうなのかっていうのもちょっと見えないんだよね。その辺ちょっと。

平野委員長 吉田（宏）課長。

吉田（宏）保健福祉課長 まず、医療従事者の接種の関係についてです。

こちらにつきましては、まずワクチンの割り当てが国保病院の分だけが先行できたとい

う状況にあります。それで、その部分が函館のほうに配分になったものの一部が国保病院にきたということで、国保病院は新型コロナの関係の対応があるということで、そこは優先的に先にやるということで、それでその時に余った部分で消防さんのほうでやったということで、それでそこでおおえさんの部分もちょっと考えたんですけども、実はこのワクチンがいろいろと制約がありまして、そのワクチンが国保病院に届いたあとに、国保病院からほかの施設に移すことができないという制約があるものですから、それで本来であればおおえさんに配分すればおおえさんのほうで接種はできるんでしょうけれども、その時に実はここまでいま先ほど説明したとおり、5月10日以降でなければ医療従事者の分がこないというような状況になるとかということまでは想定していませんでしたので、そこまでおおえさんが接種すればおおえさんの収入になるものをわざわざ国保病院に接種しに行ってくださいというような形にはできないということで、それでそういう対応について消防の職員の部分に残った部分を充てたというような状況にあります。

それと、委託料の送迎バスの部分につきましては、これは医療送迎バスの運転の業務を委託しているところに日曜日の部分の運転の委託をするというようなことにしているところです。一応、いま町有バスにつきましても、運行することで準備をしているところです。

予算もその部分で計上はしております。ただ、いま利用申込状況を見まして、最終的に運行するかどうかというのは判断するところなんですけれども、いまのところはその部分を予算計上しているところです。燃料費として予算計上はしております。

平野委員長 副町長。

羽沢副町長 補正の対応時期でございますけれども、専決でやったらいいかというご意見もいただいたところですが、まず令和2年度で既に進めている部分につきましては、補正予算でまずは対応させていただきました。今回、補正するのは接種の委託料が主なもので、この5月9日に接種をはじめのわけですけれども、これに対する補正予算。現状で、4月30日の臨時会でこの補正予算をお願いする予定でおりますので、ご理解いただければと思います。以上でございます。

平野委員長 竹田委員。

竹田委員 例えばこれ会計年度任用職員の場合、そんなあとからの公募で十分間に合うということなの。事前の準備からかからなきゃだめな職員でないのかなというふうに思うものだから、早くしなくて大丈夫かっていうそういう心配をしているんですけども、その辺どうですか。

平野委員長 吉田（宏）課長。

吉田（宏）保健福祉課長 会計年度任用職員の人件費につきましては、元々2年度で予算を繰り越しでとっているところです。それで、今回追加する部分につきましては、時間外勤務業務の部分とそれと繁忙期です。忙しい時期に一時的に臨時で来てもらうかたの部分の人件費を想定して、追加するところです。

平野委員長 東出委員。

東出委員 ちょっとお伺いしたいんですけども、前にも私言った覚えがあるんですけども、接種する接種液っていうのかな入った瓶、これについては以前は5人なんですよと。

ところが糖尿で自分で打つ注射器を使えば6人分とれるんですよということで、そうしたらまた最近になって6回が主流みたいな報道をされているんですけども、今回接種にあ

たっては何人とれるのかなというのを再度確認させてください。

それと、補正予算のところなんですけれども、これ管理職の特別勤務手当というのは、これはお医者さんの部分についての特別手当というふうに理解していいんでしょうか。その辺ちょっとわからないので、教えてください。以上です。

平野委員長 吉田（宏）課長。

吉田（宏）保健福祉課長 まず、1点目の接種の液の何回分かということなんですけれども、先ほどお話しました4月26の週にくるワクチンにつきましては、一瓶で5回分とれる注射器で納品される予定になっております。次に納品される予定がこちらから要望して、それがそのとおりくれば5月10日か5月17日のいずれかの週で納品されますけれども、5月10日以降のワクチンにつきましては、6回分とれる注射の針が付いてくるということで、そこから以降につきましては、6回分の針で接種することができるようになります。

それと、管理職特別勤務手当につきましては、これは病院のドクターではなくて、町の職員が予防接種の日曜日出勤した時に、私の分なんですけれども、出勤した時に出る形になる手当で、これが6時間以内だと1日6,000円なんですけれども、それを超える時間になる想定ですので、その5割増しが積算ということで、1日あたり9,000円ということになっております。以上です。

平野委員長 東出委員。

東出委員 ドクターについては、ローテーションがあるんだろうけれども、日曜出勤という形になりますけれども、そうするとそっちのほうはこの予算で見ないで、病院のほうの予算で見るんだろうか、その辺どうなんですか。

平野委員長 吉田（宏）課長。

吉田（宏）保健福祉課長 病院の職員の部分につきましては、ワクチン接種業務委託料という部分で、病院のほうにお支払いすることになっております。それで、その中で病院のほうで出勤するかたの手当だとかを委託料の中から支出することになろうかと思えます。

平野委員長 ほか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

平野委員長 ないようですので、以上で保健福祉課の調査を終えたいと思います。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午前 9 時 58 分

再開 午前 10 時 06 分

<まちづくり未来課>

◆「第2青函トンネル構想」に係る木古内町の方針について

平野委員長 それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

続いての調査事項はまちづくり未来課、課の名前が変わりまして、はじめての常任委員会の調査となっております。

調査内容は、第2青函トンネル構想に係る木古内町の方針についてということで、資料が事前に配付されておりますので、早速説明を求めたいと思います。

田畑課長。

田畑まちづくり未来課長 それでは、私のほうから第2青函トンネル構想に係る木古内町の方針について、ご説明をさせていただき、協議をさせていただきたいと思っております。

それでは、資料の1ページをお開き願います。

まずは一つ目として、これまでの経過について、記載をしております。

まず、福島町のほうで第2青函トンネル構想を実現する会を発足をいたしまして、それから令和2年11月、あと令和3年2月にそれぞれ西部4町が集まりまして、第2青函トンネル構想を渡島総合開発期成会におけます西部4町の重点要望事項としたい旨の提案がありました。

それで、3年の2月に集まった際に、福島町のほうから再度、令和4年度の要望事項にしたい旨の提案を受けております。その際、松前町・知内町におきましては、異論はないということで回答されまして、木古内町におきましては、構想についての理解はいたしますが、現在、北海道新幹線建設促進木古内町期成会の活動方針に、トレインオントレイン構想を掲げておりますので、こちら期成会の総会に諮ったのちに回答をすることといたしております。

続きまして、二つ目といたしまして、こちら木古内町期成会の活動方針について、ご説明させていただきますと、木古内町期成会におきましては、青函トンネル内での新幹線と貨物車両の共用区間におけます、新幹線の高速走行実現及びトレインオントレイン基地の建設誘致のために、活動方針としましてトレインオントレイン構想を推進することといたしております。

三つ目といたしましては、トレインオントレイン構想の進捗につきまして記載をしておりますが、こちらにつきましては北海道経済連合会いわゆる道経連というところですが、こちらの北海道の物流をほぼ担っている、こちら青函物流プロジェクトチームが2020年の3月に作成しました報告書「青函物流問題の解決に向けて」におきましては、青函トンネル内の共用走行の解決策といたしまして、国土交通省の現在の検討は、新幹線と貨物車両の走行時間を分けて、新幹線の高速化を図る時間帯区分方式方向で協議は進められておまして、トレインオントレインにつきましては、現在検討が進められていないということが報告をされております。また、同報告書におきましては、新たに第2青函多用途トンネルの実現に向けてということが検討課題として上げられていることです。

これらを踏まえまして、木古内町の方針と今後の対応につきまして、4番に掲載をさせていただいておりますが、今後の対応といたしましてはまず一つ目として、国土交通省及び関係団体におきまして現在、トレインオントレイン構想の検討が進められていないことから構想の実現が事実上困難になっていること、二つ目といたしまして、西部3町で第2青函トンネル構想を推進する意思を示しておりますので、トレインオントレイン構想を木古内町のみで進めるにあたっては近隣町との連携が図れないということ、三つ目といたしまして、第2青函トンネル構想におきましては、物流の向上を図るためのカートレインの導入など、こちら別紙の3ページ・4ページをお開きいただくとそれぞれ構想案2ということで、青函マルチトンネル構想ですとか構想案3ということで、第2青函多用途トンネル構想ですとかこちらの構想は記載をされておりますが、こちらに記載のとおり複数の施策を包括した要望となることが想定をされることから、町期成会総会でトレインオントレ

イン構想から第 2 青函トンネル構想への方針の移行を提案をいたしまして、その結果を踏まえまして、当町の意向を福島町に伝達したいと考えているところです。

また、総会の開催時期につきましては、令和 4 年度または令和 5 年度と書かせていただいておりますが、こちらにつきましては先日福島町のほうの事務局と協議をさせていただいたところですが、現在のところでは福島町では令和 5 年度の要望事項に載せたいということで、考えているということをお聞きいたしました。それを踏まえましても早急にそういった要望事項として盛り込むことを想定いたしまして、期成会の基準日は 6 月 1 日になるのではあります。それを前倒しして 5 月の末日までには総会を開催いたしまして、こちらの方向の方針移行を協議をしてまいりたいと。こちらの総会のほうで、問題なく方針を移行するというようなことで結論が付きましたら、こちらをあわせて福島町のほうにその旨を伝達させていただきたいというふうに考えております。なお、総会の開催方法につきましては、現在、コロナ禍という状況でありますので、どのような方法でやるというところはまだ検討中でありまして、因みに令和 2 年度につきましては、書面で開催をさせていただいているところです。

その他といたしましては、渡島総合開発期成会におきましては、青函地域の新たな交通体系の整備といたしまして、青函カートレイン構想の実現を要望事項として出しておりますが、こちらにつきましても西部 4 町からの要望ということで出されておりますので、こちらにつきましても町の期成会の方針を決定後、それぞれ 4 町と連携いたしまして、第 2 青函トンネル構想との連携、若しくは移行を事務局であります渡島町村会と協議をしてまいりたいと考えているところです。以上で、説明を終わらせていただきます。

平野委員長 説明が終わりました。質疑ございますか。

又地委員。

又地委員 ようやく第 2 青函トンネルのことで、行政と一緒に知恵を絞る機会が得られたなどそんなふうに思っております。

過日、4 町の議連協の中で第 2 青函トンネルの研修会を戸田建設さんのかたが来て、いろいろしていただいて、議員の皆さんはそれなりに個々に感じたことがあろうかとそんなふうに思っているんですけども、大義名分もありますので、北海道のあるいは道南の渡島の経済を考えた時には、すごく良いことだろうと思っております。これは、ある意味では大義名分という言葉を使いましたけれども、従来、渡島総合開発期成会の中で第 2 青函トンネルの話は出てこなかったという中で、ただ過日の研修会の中で講師のかたが強く訴えていたのは、西部 4 町から声を上げてということだと私は介しております。私も札幌のあるいは北海道の大手の方々といろいろコミュニケーションを取ってみましたが、札幌では第 2 青函トンネル云々の話は一切しない、していないということです。それは、例えばいま北斗からの札幌延伸、そっちのほうが先だと。だから、胸の中に例えば第 2 青函トンネルのことで、胸の中にあるのかしらないけれども、言葉には出さない。出していないというのが現状のようです。あの時、戸田建設の講師のかたが言っていた、230 社という話をしていました。会に入っている、230 社。それで、おおよそ 7,200 億、あるいは 1 兆円だろうと。私、そうしたら返済、競売方式をした場合に 1 社あたりだいたい 40 億だろうと、9,200 億。38 年間で返すというような話をしてあったので、札幌大手の人方に聞いてみました。そうしたら、北海道経済の中で 38 年間で回収できるのかしらないけれど

も、40億を投資する会社は1社もないでしょうという話もしていました。そんなことをいろいろ考える中で、当面は木古内町も西部4町と足並みを揃えて第2青函トンネル構想と一緒に進めていきたいと思いますという所まで私はいいいと思っているんです、いま。これは、ここの説明にもあるように田畑課長からあったように、地域エゴというのはそれぞれ第2青函トンネル構想に向けての地域エゴ、我が町のこと、我が町我が町ってそのことは私はいあとでいいと思っているんです、まだ。西部4町、3町も地域エゴ、我が町の部分ではこういうふうでどうのこうのという部分に関しては、まだスタートしていないだろうと私はそう思っているんです。その背景には令和4年度、来年です。令和4年度の渡島総合開発期成会の要望書は、もう既にできあがっている、ここにも書いてあるように。できあがって近々、例年であれば7月になると思うんですけれども、中央に来年度の要望書を持って行くと。その中には、第2青函トンネルの話は一切も触れていない。第2青函トンネルの部分に関しては、令和5年度が初年度になると思っているんです。令和5年度の要望事項というのは、渡島西部を含めて渡島2市9町でいろいろ知恵を絞った中で、令和5年度の要望事項をまとめるのが今年度、ことしの令和3年度の年末あたりに第1回目が開かれるのかなとそんなふうになっている中で、とりあえず行政からの報告は受けましたけれども、議会として第2青函トンネル構想にどうなのかと。西部4町と一緒に足並みを揃えていくのかどうかということをお皆さんに諮ってもらえればというか、協議してもらえればいいのではないのかなと。行政のほうではこれからすることが残っているんですよね。期成会との協議だとか、あるいは木古内期成会ですよ。たまたま時期的なものも会長の北島さんが会長かな、だけれども入院中だという部分もあるし、その辺は少し5月中にということになっていますけれども、何とかその辺クリアして議会も行政も足並みを揃えればいいなとそんな思いでおりますので、その辺委員長、行政のほうの考え方はきょう知らせていただきましたので、議会としての協議をしてもらえればと思います。

平野委員長 いま議長の話の中にありましたけれども、きょうはまず行政の現状の考え方を聞いた上で、この会が終わってからののか途中休憩の中でいま議長が言われた4町との足並みをどうするっていう話をしようと思っているんです。ですので、その話はいまの行政との調査事項ではないですから、まずは調査事項としていまの行政の考え方・向き方に対しての質疑があればお受けしたいと思います。なければ、行政入れた中で休憩で話したほうがいいですよ。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時30分

平野委員長 それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

休憩の中で様々お話はありましたが、その他質疑等なければ終えたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

平野委員長 以上をもちまして、まちづくり未来課の調査を終えたいと思います。

残り、報告事項とその他でさほど時間取らないんですけれども、1時間以上会議経過し

ましたので、休憩の時間を取りたいと思いますので、50分まで休憩といたします。

休憩 午前 10 時 31 分

再開 午前 10 時 43 分

3. 報告事項

<建設水道課>

◆旧恵心園施設等の後利用について

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

続いて、報告事項といたしまして建設水道課より旧恵心園施設等の後利用について、こちら資料が既に配付されておりますので、早速説明を受けたいと思います。

構口課長。

構口建設水道課長 それでは、私のほうから旧恵心園施設等の後利用についてということ、ご報告させていただきます。資料に沿って説明させていただきます。

まず、1の経過報告でございます。

旧恵心園の施設等につきましての後利用につきましては、令和3年の2月18日の第5回総務・経済常任委員会にて企業等へ無償にて譲渡するということ、「公募型のプロポーザル方式」を実施する旨、報告しておりました。このたび3月末に公募の締め切りがありまして、これに対する応募はございませんでした。

一方で、当施設に関心のある事業者さんから貸付の利活用について、企画提案を受けたところです。

この提案につきましては、水耕栽培を主とした事業でありまして、現施設を有効に利活用できる内容となっており、今後の事業の拡充も視野にいたした企画提案となっておりました。町としましては、旧恵心園の後利用について、今回の提案事業者である「株式会社サンライト」と無償貸付を前提に進めることが妥当であると判断したところでございます。

二つ目として、事業者の概要についてですが、まず事業者名、株式会社サンライト。所在地、北斗市追分2丁目17番22号です。事業者さんの概要及び実績ですが、まず概要としまして、里山水耕栽培の北海道代理店、また自社設計による水耕栽培の施工販売、自社設計による養液栽培の施工販売、その他再生可能エネルギー等のプロデュース等、これは主にソーラーパネル等ですがこういったことをやっている会社でございます。

実績につきましては、里山水耕栽培を中心に道内で10数件の販売実績がございます。

野立て太陽光の施工販売、ソーラーパネルですが、これにつきましても道内を中心に10数件の販売実績があるということです。その他、センチュリーマリーナ函館、これはホテルですが、ここによる自社設計でのプラント等の展示もしております。

三つ目に事業の内容です。

当施設で行う事業になります。まず、先に説明いたしました水耕栽培、水耕栽培は言葉のとおりなんです、土を使わず水と液体肥料で植物を育てる方法になります。通常のプラントといたしまして、主にリーフレタスの栽培、初年度につきましては、2,000株からス

スタートしたいということで、今後事業展開を図る上で増設予定としております。

そのほかに、実証プラントというのがありますが、これについては別な機能性野菜を使った栽培の実験によるプラントを行う予定です。

次に、養液栽培です。養液栽培というのは水耕栽培の一つなのですが、必要な分だけ液肥を供給する栽培方法になります。自動灌水システム、自動に水を注ぐシステムになりますが、養液を追肥していくシステムでやります。

可食部採取方式、これにつきましては育成作物の下葉から食する部分のみを収穫して行う方式となります。

最後に、今後の事業の拡充についてでございます。

提案の中で空き居室において、今後、増株及び実験栽培を行っていきたくと。その他、空きスペースにおいても育成作物の直売等も行っていきたい、施設の利活用を促進して事業の拡充を図っていきたくということです。

2 ページ目以降に、これは企画提案書の抜粋になりますが、それぞれ 2 枚目の上、これがソーラーパネル。これは、旧上磯町の敷地になるそうですが、サンライトさんのほうで発電を行っているソーラーパネルになります。

2 ページ目の下、これが里山式水耕栽培というふうになりまして、このような形態で道内全域で 10 数件の販売実績があるということです。

3 ページ目になります。

先ほど説明いたしました、センチュリーマリーナ函館において食堂の手前にこういったプラントを観賞用のものを置いて、こういった見せるものも作っているということで、これがサンライトさんのほうで行っている自社設計ということになります。

その下です。これは、水耕栽培について書いてありますが、プラントの中を循環している液体肥料で野菜を無農薬で栽培するというやり方になります。

最後に 4 ページ目です。

養液栽培についてです。基本的には水耕栽培と同じようなものなのですが、違いといたしましては植物の栄養になる肥料だけをこのプラントの中に自動で注ぐシステムがありまして、そのような状態で養液栽培ということで、作物の収穫をするということになります。

以上、簡単ではありますが、報告させていただきます。

平野委員長 説明を終えました。質疑あるかたお受けいたします。

竹田委員。

竹田委員 これ譲渡から貸付になったっていうのは、どういうことなのかなっていうまず一つ、単純な疑問。貸付になれば、譲渡の場合はもうくれたわけだから好きなようにということなんだけれども、貸付の場合は管理は町にあるわけだ、建物の所有含めて。例えば、屋根が雨漏りした、床が抜けた、水耕栽培だとか水使ったりするから床だとか。ただ、詳しいその後の説明がないんだけど、現施設をそのまま例えば床張りの状態の中に棚を設置してやるのか、例えば床を撤去して開放感っていうかなそういうふうにするのかっていうのもよく見えないし、やはりその辺が譲渡から貸付って簡単に「そうですか」っていうその辺の経過をちょっと。

平野委員長 構口課長。

構口建設水道課長 竹田委員の質問にお答えしますが、まず当初、譲渡の予定だったのが

なぜ貸付になったというお話でございました。これにつきましては、庁舎内でも協議をした結果、まず施設の利活用をしていただく事業者さんが今回現れたということで、譲渡の考え方ではまず3月末の公募がなかった時点で、貸付でも事業者の利活用していただけるというこのチャンスを活かしたいということをもまず庁舎内のほうで話した中で、貸付でいこうという判断をしたところです。施設の利用について、例えば今後の修繕とかまずはどうなんだという話ですが、企画提案を受けた中でもこの施設を現施設のまま活用していただくと。町のほうでは、一切維持管理は行わないということで、まず確約をいただいております。そのような契約内容で今後、契約締結したいと考えております。以上です。

平野委員長 又地委員。

又地委員 株式会社サンライトさん、手を挙げてくれた良かったなとそう思っています。

ただ、このサンライトさんっていう会社は資本金だとか代表者の名前だとか、業務内容はわかった。営業内容で例えばどの程度の会社なのかとか、あるいは雇用の状況がどうなるだとかということ報告してほしいなと。でないと何も「水耕栽培やる会社か」で終わってしまう。だから、そこまできちんと例えば候補者に手を挙げた会社がありましたと。

やはりこれは町の財産を貸すわけですよ。そうしたら、手を挙げて1・2年やっていなくなるとか、これ過去に例えば協和さん。知っている人もいるかどうかかわからないけれども、協和っていう会社が鉄工所をやっていた九州の会社で、町の中が荒れたんだ、協和さんの誘致云々っていうことで。町が二分した経緯もあるんだ、過去に。町自体も大変な痛手を受けた。そういうことから反省材料として私は、例えば手を挙げてくれた会社があって良かったと思うものの、資本金もわからない、代表者もわからない、随分あちこちでやっているようだけれども、年商がいくらだとか、実際にいろいろやっているんで雇用がこれくらいしていますとか、そういうことくらい調べて報告してもらわないと安心できない部分ありますよ。だめだって言うのではない、私は。この会社がだめだっていうことではない。

それからもう1点、旧大森町長時代に東京23区江戸川区、なんで江戸川区さんと仲良しになろうとしたか。この背景には東京23区の中で、福祉政策に関しては江戸川区が飛び抜けていたんです。たまたま鶴岡市に何かがあって行った時に、当時の鶴岡市長と当時の江戸川区の多田区長さんとお会いできる中で、「ああ」ということで福祉政策のことで相談をして、且つ恵心園がこっちに移るということで、後利用の相談をした経緯があります。そういうことを考えた時に、過去にはそういう動きをしてきたわけですよ、我が町として。

多田区長さんのあとに当時の教育長さんが新しい区長さんになりました。その辺の話っていうのは、もうペケにしてしまったのかどうなのかということもあるんですよね。例えば、新幹線が高速化になると日帰りできるんですよね、東京は。そういうこともアピールしながら江戸川区の当時の区長さんをお願いした経緯がある。福祉施設として利用できるような、あるいは江戸川区の中にそういう話をしてきた経緯がある中で、それはもうペケにしちゃったのかどうか。その辺の見解もちょっと聞いておきたい。

平野委員長 構口課長。

構口建設水道課長 いまの又地委員の私のほうからは、まずこの会社の営業内容・営業形態ということについて、ご説明いたします。

まず、このサンライトさんの代表取締役として小林裕司様ということで、代表取締役に

なっております。この会社の資本金が 600 万円ということで、年商についてはまだ契約のできていない中でこの情報はまだいただいております。

今回、旧恵心園を利活用するにあたって、雇用形態はどのようなことかということも私どもも今回の提案者さんに確認したところ、まずは 2 名の雇用を図りたいということで、報告はいただいております。

実際、営業の内容といたしましては、それぞれ先ほど説明いたしましたが、様々な施策等を行っております、基本的には小林裕司さんが関連会社と連携を取りながらやっているような会社でございます。私のほうからは、以上です。

平野委員長 副町長。

羽沢副町長 江戸川区との特養旧恵心園の後利用についての交渉状況等についてでございますが、結論から申し上げますと江戸川区さんからは正式に後利用についての希望等はなかったということでの正式なお返事をいただいております。その中で、様々私も東京のほうに行きまして一緒に町長とセールスにも伺いました。町の状況、それからその後帰ったあとも内部の写真等を撮影した中でデータ等も送り込みしましたが、江戸川区の中には特養を運営する法人は一つも手を挙げていただけたところはなかったと。ただし、一度青森のほうに本社にある特養、江戸川区でも特養を展開しており、さらに青森に本社があるという社会福祉法人、そちらも前理事者達はそこを紹介していただきまして、そこにも一度足を運んでおりますが、そこからもお断りをされたということで、現状ではそこは一度整理、江戸川区では希望がなかったということで、町としては整理をしているところでございます。以上です。

平野委員長 又地委員。

又地委員 町長のほうから何かないですか、サンライトさんの部分で。いまあれしたけれども、例えばある意味では企業誘致ですよ。企業誘致をする時に例えば相手の会社を徹底して調べないとだめだ。私はそれが基本だと思っている。そして、我が町にあうかどうかというその選択っていうのは必要だ。例えば、2,000 株からスタートすると。このサンライトさんが連れてくるのかと雇用を何人必要かわからないけれども。「連れていきませんと、地元で雇用したいんです」となった時に、そうしたら我が町にそれだけの供給できる労働力があるのかどうか。あるのかどうかということのをこれきちんと調べないとだめだ。それでないと既存の店屋さんとかに勤めている人方の引き抜きができる、起こるんだ。そうすると、何もプラスの要素が出てこないという場面も出てくる。だから、徹底してこれ調べないとだめでしょう。悪いってということではないです。我が町の構えとしてはそこまでいって、はじめて企業誘致だ。でないと混乱起きますよ。例えば水耕栽培だ、そうすると結構農家に関係ある人方、例えばトマトである、ハウス栽培をやっている人方にもこれもしかしたら影響が出るかもわからない。供給できる労働力がなければ、いま実際にハウスをやっている人方もアルバイトを使ったりとかってしているわけですよ。そこから引き抜きがかかったとすれば、提供できる労働力がなければ、引き抜きがかかったという状態になったとすれば、既存の商売をやっていた人方が大打撃を受けるということも考えられる。だから、例えばこのサンライトさんが水耕栽培をやると言った時に、連れてこないで地元からとなった時に、そうしたら何人雇用するんですかとかということを徹底して調べなければだめでないかな。

平野委員長 副町長。

羽沢副町長 この事業者からプロポーザル方式でということで提案を受けた際に、私もその中に入っておりますと一緒に審査をしております。当然ながら雇用につきましても、確認をしております。先ほど建設水道課長が申しあげましたように、2名の新たな雇用、これを木古内町内の中で確保していきたいと。2名だけですと新人さんですので、いま現在、この事業に精通しているかた1名を管理者として配置した中で、従業員2名を新たに雇った中で、地元から2名ということで、確認をしているところでございます。以上です。

平野委員長 又地委員。

又地委員 それは、例えば2名の雇用で2,000株からスタートしたいと。地元から2名ということなんだね。そうしたら、よそからの連れてくるのかな、1名。リーフレタスの栽培に2,000株だ、それがその2,000株とすれば現在の旧恵心園の中で2,000株っていったらどのくらいスペース使うんだろう。そうすると将来的には、例えば商売が成立すれば増やしていくと思う。そうなった時に当然雇用を増やしていかないと間に合わないと思うんです私は、素人ながら。というところまで調べているのかどうか。

あともう一つ大事なのは、例えば水耕栽培だから農家だと思う。そうしたら、サンライトさんで売る、販売するわけだ、販路等々に関して農協さん経由になるとかそういうことになるのかどうか。これは、ある意味では農協さん経由ということになれば、農協さんの販売手数料が入っていくから、これは企業としても大変良いなという気がしないでもないけれども、ある意味ではそういうことまで徹底した調査をしていただきたいと思うんだけど、その辺はどうですか。

平野委員長 構口課長。

構口建設水道課長 まず、2,000株のどのくらいのスペースを必要なのかっていうことに関しましてですが、いま現在考えられるプラントの3段式でのものがありまして、それを20ステージを使う予定になります。約60面のものです。これのスペースで2,000株の栽培をしていくということで、いま計画しております。場所につきましては、まず旧恵心園のデイサービスのところのスペースでいま行う計画で考えているそうです。

販売につきましてはまだ確定ではないんですが、現段階でサンライトさんのお付き合いのある生協さんのほうの販売ルートになる方向性でこれから動くということを聞いております。以上です。

平野委員長 ほか。

吉田委員。

吉田委員 吉田です。

先ほど議長のほうから話ありましたように、私のほうから農業者として水耕栽培、これ町長の選挙公約の一つの中であって、どう展開していくのかなっていうのをちょっと興味津々で見っていたんですけども、以前厚沢部で水耕栽培をやって失敗しましたよね、イチゴの。あれは水なんですよ。これたぶん水道を使うのであれば、木古内の水道会計にとっちはいいかなとは思いますが、ただ木古内の水道っていうのは赤水なんですよ。

施設がもう大変なことになっちゃう。厚沢部の場合もそれでだめになっちゃったっていう経緯があるんです。この会社がどこまでその水をどう浄化するのか、自分で水を掘り上げるのか、そこら辺もやはりすごい興味津々なところなので、そこら辺どういうふうな解

積しているのか建設水道課長担当なので、そこら辺聞いてみたいと思うんですけども。

平野委員長 構口課長。

構口建設水道課長 いま吉田委員の水耕栽培について、隣接町で失敗事例もあるというお話も聞きました。私のほうも厚沢部のお話のほうはちょっと、若干調べていました。

まず今回の水耕栽培につきましては、水の利用があります。先ほど木古内町は赤水があるというお話もありましたが、決してないわけではございませんが、水道の基準としてのものは確保されておりますので、問題ないと思います。いまお話あったイチゴの栽培ということがあります。これは企画提案の事業者さんからもやはりイチゴの栽培というのは、水耕栽培で難しいということがあるそうです。そういった中で、ただイチゴというものに対しては商品価値が高いということで、今後実験のほうもイチゴをやっていききたいというお話はございました。そういった中で、まずは水耕栽培の一つである養液栽培、これは非常に水の廃棄がないシステムになっておりまして、3・4 か月に一度プラントの水を取り替えるようなシステムで、廃棄の液も出ないような形になっているそうです。そういった意味で、まずは町長のほうも水耕栽培ということの前向きな考え方もあった中で、そういった部分がこの事業者さんと町の考え方が一致したということもございましたので、そういった中でまずは町の投資は一切ないということがいまありますので、まずは施設の活用をしていただくということを念頭にしていきたいと思います。

先ほど議長のほうからお話がありましたが、企業誘致ということの観点にもつながっていきますので、まず建設水道課としては施設の維持管理の観点から、この事業者さんと契約させていただいて今後、企業としてどうなっていくかという部分に関しては、まちづくり未来課のほうと連携を取りながら、この事業者さんと契約していきたいというふうに考えております。以上です。

平野委員長 ほか。

相澤委員。

相澤委員 相澤です。

私は1年目の時、一度水耕栽培を見させていただきました。知内町の研修ですか、それで見させていただきました。見た限りでは、大変良いものかなと。普通の教室をそのまま使ってやるというような形でやっておりましたので、大変有益かなと思っておりました。この話というかこの資料がきた時点で、大変良いことかなと思っておりました。

それで、その次の段階なんですけど、実際にここに来ていただいて、貸付の期間だとか町には企業振興促進条例等ありまして、これに何とか該当になるのかなという考えがあります。それで、それらも使うのかどうか。それからこの会社、太陽光パネルもやっているみたいなんですけれども、今回、貸し出した敷地の中にそれらも設置するのかどうか、その辺までわかる範囲で教えていただければありがたいです。

平野委員長 構口課長。

構口建設水道課長 相澤委員のご質問に対して、お答えいたします。

まず、この施設の貸付期間につきましては、町の財産条例というのがございまして、その中で5年という期間がございます。まずは、この5年で契約ということで考えております。

その他空きスペース、土地の利用についてのご質問もありましたが、土地の空きスペー

スについては、今後の増設が可能であればやっていくということになります。隣接する土地の利活用につきましては、まずこの会社がソーラーパネルの事業も展開しているという会社であって、可能であればそういった事業展開も視野に入れながら行っていきたいということでございます。しかしながら、まずはいま建物の無償貸付とあとそれにかかる土地の宅地部分だけの無償貸付になりますので、まずはそこの利活用をしていただきます。

その中で、ソーラーパネルをまたやりたいということになれば土地の有償なのか、また無償貸付か、それはその時の事業形態も町のほうで判断して契約するかしないかも含めて、やっていくことになると思います。以上です。

平野委員長 ほかの補助を使うのかっていう質問については、

構口課長。

構口建設水道課長 企業振興の補助の関係につきましては、現段階ではこの事業者さんには行いません。企業誘致っていう観点になりますと、そういった補助の申請というのは今後考えられるとは思いますが、現段階では建物の貸付だけでございますので、そのような申請はございません。

平野委員長 ほか。

東出委員。

東出委員 東出です。

私にすればこの件については、恵心園の下に土地を持っている者とすれば、来てくれて本当に私は嬉しいなと思っている 1 人なんです。ただ、恵心園の無償貸付は良いんですけども、建物とそれから老人施設であったから遊園地みたいなものがありましたよね。その部分は貸付外なのか、建物の部分だけなのか。ということによって、あそこ年に 2 回・3 回と町職員が草刈りやっていますよね。だから、私その辺をちょっと危惧したものですから、ここはきちんとしておかないとだめだろうと私は思っているの、まずその辺どういふふうを考えているのか。

それから、先ほど又地委員のほうから資本金だとか代表者だとかというのを聞いたんですけども、その辺は回答いただいたんですけども、今回この事業をやるにあたって、サンライトさんは道具を一から揃えなきゃならないわけですよ。水耕栽培をするには棚も必要だし、それから水を循環させる機械も必要だろうし、それから空気を循環させる扇風機とかそういう風も三拍子ないとだめなんです。光と水と栄養、この三要素がないとリーフレタスだろうがほうれん草だろうが何だろうが育たないわけですよ。ですから、その辺のノウハウっていうのかな、あなた達にはわからないだろうけれども、そういう栽培の技術的なものは本当に実証されているのかという私疑問もあるんですよ。プラス、どれくらい 2,000 株やるにしたって、相当なやはり設備投資等もあるんだけど、この辺は大丈夫なのか。販売先にはコープさっぽろって言っていましたが、コープさっぽろっていったって函館管内だけじゃそんなに売り上げがあるわけじゃないんですよ。だから、ちょっとそういう心配事もあるので、もうちょっとこれから 5 年間の本契約を結ぶ中では、相当慎重にかかっていかないとお互い嫌な思いになっちゃうわけですよ。会社はだめになったとか何とか、この 5 年間の中で上手くいかないから撤退するとかそういう問題も発生しないわけでもないの、今後まだまだ詰めていく部分があると思うんだけど、私は慎重に慎重を重ねてやっていただきたいとこれは要望します。前段は質問いたし

ます。お答えいただきたいと思います。

平野委員長 構口課長。

構口建設水道課長 いまの東出委員のご質問でございます。

まず、公園敷地という部分の利用についてのご質問だと思いますが、今回はこの公園敷地の部分に関しては、貸付は行いません。あくまでも建物の建っている宅地部分のみの貸付になります。

あと、水耕栽培に対して難しさもあるんじゃないかということでご質問ですが、この点につきましては現段階で、この施設に初期投資の中で、冷暖房関係の工事もいまやることになっております。そういった中で、あと実績としましても社会福祉法人の侑愛会さんなどともつながりがあるそうで、そちらのほうでも家庭栽培としてのばら売りみたいなことで行っているという実績もございますので、その事業の実績については問題ないということで判断をしております。私のほうは以上です。

平野委員長 ほか。

ほかないようですので、様々な新たな企業が来るということで、各委員さんプロのかたもいらっしゃいまして、多くの心配の思いから様々な意見が出されていると汲んでほしいと思います。ただ、私も一番今回プロポーザル方式が上手くいけばいいなと思っていたんですけども、言葉どうかわかりませんが、残念ながら貸付になってしまったなど。

しかしながらその後、この企業さんが成功していただいて、譲渡をするっていう流れが私は町として理想だと思いますので、その契約の際にその辺の将来性を含めた部分を大いに町の意見として添えていただきたいなと思いますけれども。

副町長。

羽沢副町長 いま委員長おっしゃられたことにつきましても、このプロポーザルのやり取りの中で、当初 5 年間は貸付ですが、事業が軌道に乗った時には譲渡ということをお勧めできませんかということで、それは事業者のほうも前向きに捉えていただいて、やり取りをしているところでございます。以上です。

平野委員長 そのように進んでくれることを願うばかりでしょうかね。

そのようなことでほかにご意見がないようですので、報告事項を終えたいと思います。暫時、休憩をいたします。

休憩 午前 11 時 21 分

再開 午前 11 時 37 分

4. その他

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

以上をもちまして、第 1 回となります総務・経済常任委員会を閉じたいと思います。お疲れ様でございました。

説明員：鈴木町長、羽沢副町長、福田総務課長、吉田（宏）保健福祉課長
田畑まちづくり未来課長、中山主査、中村主査、構口建設水道課長、武部主事

傍 聴：なし

報 道：函新 佐藤木古内支局記者

総務・経済常任委員会

委員長 平 野 武 志